

令和5年度 京都府修学支援特別融資 利子補給制度申請の手引き

- ◆ 保護者の方が提携金融機関で修学支援特別融資を受けられた場合に、支払われた利子の全額を京都府が補助する制度です。
(ただし、休学中・退学後等は補助できません。)

※ 収入のめやす

4人世帯の場合	約472万円	<	該当	≤	約800万円
	(世帯全員の合計収入)				(主たる生計維持者の収入)

「高等学校等修学資金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。
(「試算」のページ参照)

- ◆ 修学支援特別融資利子補給制度の申請を希望される保護者の方は、この手引きにより、申請書類を在学している学校へ提出してください。

提出期限：令和5年5月15日

京 都 府 教 育 委 員 会

<担当課> 教育庁指導部高校教育課・文化スポーツ部文教課

【 問い合わせ先 】

〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合教育センター内
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係 TEL 075-574-7518

◎ 京都府教育委員会のホームページでもお知らせしています。
<http://www.kyoto-be.ne.jp>

目 次

修学支援特別融資の概要	… P 1
1 申請資格	… P 2
2 募集人員	… P 2
3 申請の締切と方法	… P 2
4 申請後の手続等	… P 3
5 申請書記入例	… P 6～7
修学支援特別融資制度御利用の案内	… P 11
・融資申込みの手続等	… P 12～13
・土・日・祝日の融資申込窓口等の案内	… P 14
試算のページ	… P 15～17

修学支援特別融資の概要

融 資 額	学校の種類	融資方法	融 資 額
	国公立	一 括 融 資	648,000円 以内
		年度分割融資	各年度 216,000円 以内
	私 立	一 括 融 資	1,080,000円 以内
		年度分割融資	各年度 360,000円 以内
信用金庫に融資を申し込まれる場合は、融資額が1万円単位になりますので、国公立学校・一括融資コースで65万円の融資を受ける場合は、融資限度額との差額に係る利子は本人負担となります。また、国公立学校・分割融資コースの場合は、各年度の融資限度額が21万円となります。			
使 途	1 受験に要した資金（受験料、交通費、宿泊費等） 2 学校に納付する資金（入学金、授業料、施設設備費等） 3 その他の資金（教科書代、制服代、下宿の資金等）		
返 済 期 間	最長7年 元金据置期間最長3年（利子分の据置はなし）		
保証(手数料)料	保証人は不要 各金融機関設定の保証（手数料）料が別途必要（自己負担）		
金 利	年1.7%（固定） （本人からの申請により全額府から補助）		
取扱金融機関	京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都北都信用金庫		
利子補給方法	本人がいったん金融機関に返済後、翌年度に年間分をまとめて府から本人あて利子補給します。手続の方法は、追ってお知らせします。		

※ 金融機関の審査により融資を受けられない場合があります。その場合は直ちに下記へ御相談ください。

京都府教育庁指導部高校教育課 075-574-7518

1 申請資格

次のすべてに該当する者

- (1) 令和3年4月以降に高等学校等（高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程））に入学した生徒の保護者で、京都府内に居住していること。
ただし、令和4年度以前の入学者の保護者の方は、分割融資コースのみ申込み可。
- (2) 特別支援学校の就学奨励費、母子及び父子並びに寡婦福祉資金等同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。
- (3) 所定の所得要件を満たしていること。 （「試算表」のページ参照）

※ 収入のめやす

4人世帯の場合	約472万円	<	該当	≤	約800万円
	(世帯全員の合計収入)				(主たる生計維持者一人の収入)

2 募集人員

- 令和3年度入学者の保護者・・・200人程度（分割融資のみの利用）
- 令和4年度入学者の保護者・・・200人程度（分割融資のみの利用）
- 令和5年4月入学者の保護者・・・100人程度（分割・一括いずれの融資も利用可）

※ 応募者が募集人員を超えた場合は、所得審査の結果、収入認定額の低い方から優先的に採用することになります。

3 申請の締切と方法

(1) 締 切：令和5年5月15日までに学校へ提出してください。

(2) 提出書類

- ① 京都府修学支援特別融資申込資格認定申請書（記入例 6～7 ページ）
- ② 都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額を証明する書類（次のア～ウのいずれか）
 - ア 令和4年度 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書（コピー）
 - イ 令和4年度 市町村民税・都道府県民税 納税通知書（コピー）
 - ウ 令和4年度 市町村民税・都道府県民税 課税（非課税）証明書（原本）
- ③ 所得を証明する書類（主たる生計維持者のもの）
 - 給与所得者の方 令和4年分源泉徴収票（コピー）
(年末調整の済んでいるもの)
 - 給与所得者以外の方 令和4年分確定申告書(税務署の受付印があるもの)（コピー）
確定申告を電子申告により行った場合は、税務署からの受信通知又は即時通知を出力したものを添付した申告内容確認票（税理士が代理申告した場合の確定申告書を含む。）（コピー）

提出する証明書類についての注意事項

②の「都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額を証明する書類」について

「高等学校等修学金貸与制度」（京都府からの直接の貸付）の基準額を超えていることの確認のために必要です。

- ◆ 保護者（親権者：父・母など）それぞれについて提出してください。
- ◆ ただし、両親のどちらか一方が控除対象配偶者で、かつ年収が100万円以下（所得割が非課税）の場合は、配偶者の証明書に控除対象配偶者の記載があれば証明書の提出を省略できます。
 - （※ 控除対象配偶者であっても、年収が100万円を超えて103万円以下の場合は、証明書が必要）
- ◆ また、両親のどちらか一方の所得割額だけで、「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表」の「19歳未満の扶養親族の人数」に応じた「都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額」を超えている場合は、超えている保護者1人分の証明書のみの提出でもかまいません。

③の「所得を証明する書類」について

「修学支援特別融資利子補給制度」の収入基準額以内であることの確認のために必要です。

- ◆ 源泉徴収票（コピー）の場合は、必ず年末調整の済んでいるものを提出してください。
- ◆ 確定申告書（コピー）の場合は、税務署の受付印のあるものを提出してください。
電子申告された場合は、申告内容確認票（コピー）と税務署からの受信通知又は即時通知を提出してください。

注意

個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒く塗りつぶしてください。

4 申請後の流れと手続

- (1) 「京都府修学支援特別融資申込資格認定申請書」提出（学校経由で京都府へ）
 - (2) 「京都府修学支援特別融資申込資格認定証」交付（学校経由で保護者へ）
 - (3) 保護者（主たる生計維持者本人）が金融機関で融資申込（申込期限 令和5年8月末）
 - (4) 金融機関から保護者（主たる生計維持者）へ融資
 - (5) 融資の同月又は翌月から返済開始
 - (6) 翌年度、支払った1年間の利子補給について申請案内（京都府から直接保護者へ）
 - (7) 利子補給について府へ交付申請（保護者から直接京都府へ）（令和6年6月）
 - (8) 府から利子補給（保護者の預金口座に振込）（令和6年8月下旬）
- ※（6）～（8）については、返済期間（利子を支払った期間（最長7年間））終了まで毎年

＜令和5年4月入学者の保護者＞一括融資・分割融資のいずれかを選べます。

一括融資の手続の流れ

▶ 当初

- (1) 令和5.5 府へ申込資格認定申請（審査）
 (2) 令和5.6～ 府から認定証交付
 (3) 令和5.6～ ①金融機関へ申込み（申込期限：令和5年8月末まで）
- | | | |
|-----|------|--------------------------------|
| 国公立 | 京都銀行 | 648,000円以内 |
| | 信用金庫 | 650,000円以内
(648,000円分の利子補給) |
| 私立 | 一律 | 1,080,000円以内 |
- ②金融機関が審査後融資決定
 ③融資の同月または翌月から元金・利息の返済開始
- (4) 令和6.6 府へ利子補給申請 } 毎年度(4)(5)の繰返し
 (5) 令和6.8 府から利子補給 } (令和6年度～最長令和12年度)

分割融資の手続の流れ

▶ 初年度（分割融資コース第1年度分）

- (1) 令和5.5 府へ申込資格認定申請（審査）
 (2) 令和5.6～ 府から認定証交付
 (3) 令和5.6～ ①金融機関へ申込み（申込期限：令和5年8月末まで）
- | | | |
|-----|------|------------|
| 国公立 | 京都銀行 | 216,000円以内 |
| | 信用金庫 | 210,000円以内 |
| 私立 | 一律 | 360,000円以内 |
- ②金融機関が審査後融資決定
 ③融資の同月または翌月から元金・利息の返済開始
- (4) 令和6.6 府へ利子補給申請 } 毎年度(4)(5)の繰返し
 (5) 令和6.8 府から利子補給 } (令和6年度～最長令和12年度)

▶ 2年度（分割融資コース第2年度分）

- (1) 令和6.2 府へ申込資格認定申請（審査）
 (2) 令和6.3 府から認定証交付
 (3) 令和6.3 ①金融機関へ申込み
 ②金融機関が審査後融資決定
 ③融資の同月または翌月から元金・利息の返済開始
- (4) 令和7.6 府へ利子補給申請 } 毎年度(4)(5)の繰返し
 (5) 令和7.8 府から利子補給 } (令和7年度～最長令和12年度)

▶ 3年度（分割融資コース第3年度分）

- (1) 令和7.2 府へ申込資格認定申請（審査）
 (2) 令和7.3 府から認定証交付
 (3) 令和7.3 ①金融機関へ申込み
 ②金融機関が審査後融資決定
 ③融資の同月または翌月から元金・利息の返済開始
- (4) 令和8.6 府へ利子補給申請 } 毎年度(4)(5)の繰返し
 (5) 令和8.8 府から利子補給 } (令和8年度～最長令和12年度)

※ 初年度認定された方であっても、2・3年目の審査の結果、不承認となる場合があります。

＜令和4年4月入学者の保護者＞分割融資（最長2年分）のみ利用できます。

分割融資の手続の流れ

▶ 初年度（分割融資コース第2年度分）

- (1) 令和5.5 府へ申込資格認定申請（審査）
 (2) 令和5.6～ 府から認定証交付
 (3) 令和5.6～ ①金融機関へ申込み（申込期限：令和5年8月末まで）
- | | | |
|-----|------|------------|
| 国公立 | 京都銀行 | 216,000円以内 |
| | 信用金庫 | 210,000円以内 |
| 私立 | 一律 | 360,000円以内 |
- ②金融機関が審査後融資決定
 ③融資の同月または翌月から元金・利息の返済開始
- (4) 令和6.6 府へ利子補給申請 } 毎年度(4)(5)の繰返し
 (5) 令和6.8 府から利子補給 } (令和6年度～最長令和11年度)

▶ 2年度（分割融資コース第3年度分）

- (1) 令和6.2 府へ申込資格認定申請（審査）
 (2) 令和6.3 府から認定証交付
 (3) 令和6.3 ①金融機関へ申込み
 ②金融機関が審査後融資決定
 ③融資の同月または翌月から元金・利息の返済開始
- (4) 令和7.6 府へ利子補給申請 } 毎年度(4)(5)の繰返し
 (5) 令和7.8 府から利子補給 } (令和7年度～最長令和11年度)

※ 初年度認定された方であっても、2年目の審査の結果、不承認となる場合があります。

※ 令和5年4月入学者の保護者の場合と異なり、初年度における融資の返済期間は
6年以内となります。

＜令和3年4月入学者の保護者＞分割融資（1年分）のみ利用できます。

分割融資の手続の流れ

▶ 初年度（分割融資コース第3年度分）

- (1) 令和5.5 府へ申込資格認定申請（審査）
 (2) 令和5.6～ 府から認定証交付
 (3) 令和5.6～ ①金融機関へ申込み（申込期限：令和5年8月末まで）
- | | | |
|-----|------|------------|
| 国公立 | 京都銀行 | 216,000円以内 |
| | 信用金庫 | 210,000円以内 |
| 私立 | 一律 | 360,000円以内 |
- ②金融機関が審査後融資決定
 ③融資の同月または翌月から元金・利息の返済開始
- (4) 令和6.6 府へ利子補給申請 } 毎年度(4)(5)の繰返し
 (5) 令和6.8 府から利子補給 } (令和6年度～最長令和10年度)

※ 令和5年4月入学者の保護者の場合と異なり、融資の返済期間は**5年以内**となります。

記入例

第1号様式

京都府修学支援特別融資申込資格認定申請書

令和5年4月15日

京都府知事 様

申請者氏名 京都 太郎 京 都

在学している学校に提出する日付を記入してください。

主たる生計維持者（父母のうち所得の多い方）が署名・押印してください。

京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱に基づき、下記のとおり京都府修学支援特別融資申込資格の認定について申請します。

【高等学校等生徒】

学 校 名	学 年	入学年月日
国公立 京 都 府 立 京 都 高 等 学 校 全 日 制 課 程 私 立 学 校	1 年	令和5年4月1日

該当生徒が複数の場合は、生徒ごとに申請書を作成してください。

氏 名	フリガナ キョウト カズオ 京 都 一 雄	電 話 番 号 (075) 574-7518
住 所	フリガナ キョウトシフシジ モモヤマモウリナガトニシマチ172 〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町172	

令和5年4月1日現在の年齢を記入してください。

【世帯全員の所得状況】 単位：円

続柄	氏名（4月1日現在の年齢）	主たる生計維持者	都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額
本人	京 都 一 雄 （ 16 ）		
父	京 都 太 郎 （ 49 ）	○	288,500
母	京 都 花 子 （ 43 ）		71,100
姉	京 都 春 子 （ 20 ）		
	（ ）		
	（ ）		
	合 計		359,600

世帯全員の氏名・年齢を記入し、保護者等の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額を記入してください。

【申込者】（主たる生計維持者）

氏 名	フリガナ キョウト タロウ 京 都 太 郎	生 年 月 日 昭 和 48 年 5 月 5 日	電 話 番 号 (075) 574-7518
住 所	フリガナ キョウトシフシジ モモヤマモウリナガトニシマチ172 〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町172		
申込金融機関（番号に○を付けてください。）			
① 京都銀行		3 京都中央信用金庫	
2 京都信用金庫		4 京都北都信用金庫	
【融資コース】	① 一括融資コース	2 年度分割融資コース	

主たる生計維持者（父母のうち所得の多い方）

融資を申し込む金融機関及び融資コースを選択してください。

他の奨学金との併給状況

受給中（名称）	（ ）
申請中（名称）	（ ）

他の奨学金の申請・受給状況を記入してください。

上記の生徒について、本校に在学していることを証明します。

京都府知事 様

令和5年4月25日

京都府立京都高等学校
学校長 校長 教 育 市 郎 団

在学している学校の在学証明を受けてください。

【必ず裏面も記載してください。】

特別控除額一覧

収入状況の算定において、下記に該当する項目があれば特別控除を行うことができますので、該当の項目に○を付け、控除額を合計してください。

記

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額			
1 母子・父子世帯であること。	49万円			
2 就学者のいる世帯であること。	小 学 校	就学者一人につき (以下2において同じ。)	8万円	
	中 学 校		16万円	
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国公立	28万円	47万円
		私 立	41万円	60万円
	高等専門学校	国公立	36万円	55万円
		私 立	60万円	80万円
	大 学	国公立	59万円	402万円
		※1 私 立	101万円	144万円
	専修学校	高等課程	国公立	17万円
			私 立	37万円
専門課程		国公立	22万円	
		私 立	72万円	
※2			112万円	
3 障害のある者のいる世帯であること。	障害のある者1人につき 86万円			
4 長期に療養を要する者のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
5 主たる生計維持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とします。			
6 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段 (田・畑・店舗等) に被害を受けて、将来長期にわたって、支出増又は収入減となると認められる年間金額			

特別控除に該当する場合は、控除額を合計すること。

〔例〕
一雄(本人)
国公立高校生
自宅通学 28万円

春子(姉)
国公立大学生
自宅通学 59万円

※1 短大を含む
※2 各種学校(予備校、職業訓練学校)は対象外

備考 特別控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合算して控除することができます。

控 除 額 計 (上表の4及び6を除く。)	87 万円
--------------------------	-------

注 上表の4の長期療養支出額及び6の風水害等被害額がある場合は、金額の確認できる資料(領収書等)を添付してください。

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付制度を利用するに当たり、融資実行に伴い関係金融機関に登録された私の次の個人情報を、京都府が事務処理のために利用することに同意します。

利子補給交付申請時に必要となる利子支払額等を、京都府から金融機関融資利用者に対して通知するために必要な情報(氏名、生年月日、郵便番号、住所、借入年月日、借入総額、借入利率、返済年月日、借入金残高、補給対象利子発生期間(日数)、補給対象利子金額、最終返済期日)

申請者氏名 京 都 太 郎 京 都 印

主たる生計維持者
(父母のうち所得の多い方)が署名・押印してください。

申請書記入上の注意

- 黒（又は青）のペン・ボールペンで記入してください。
消えるボールペンは不可！
- 訂正する場合は、二重線で削除し、訂正印を押印してください。
修正ペン・修正テープ・砂消しゴムでの訂正は不可！
- 印鑑は、印影の変化しないものを使用してください。
ゴム印等のスタンプ印は不可！

1 記入に当たっては、記入例を参照し、次の点に注意してください。

- (1) 「世帯全員の所得状況」欄について
 - ・世帯全員について、続柄・氏名・年齢を記入してください。
 - ・「都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額」については、保護者（父・母）のみ記入してください。
 - ・「都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額」については、提出する書類の「都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額を証明する書類」により確認の上、記入してください。
- (2) 申請書裏面の「個人情報の取扱いに関する同意書」欄に署名・押印をしていただくと、翌年度以降において、京都府から申請者あて補給利子計算明細書を送付し、利子補給金交付申請のための手続きを御案内することができます。

2 提出する所得を証明する書類は、次の2種類必要です。

- (1) 都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額を証明する書類
(次のア～ウのいずれか)

＜別紙①参照＞

- ア 令和4年度市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書（コピー）
- イ 令和4年度市町村民税・都道府県民税 納税通知書（コピー）
- ウ 令和4年度市町村民税・都道府県民税 課税証明書（原本）

- (2) 所得を証明する書類（主たる生計維持者）

＜別紙②参照＞

- ・ 給与所得者の方
令和4年分源泉徴収票のコピー（年末調整済みのもの）
- ・ 給与所得以外の方
令和4年分確定申告書（税務署の受付印のあるもの）のコピー
確定申告を電子申告により行った場合は、税務署からの受信通知若しくは即時通知を出力したものを添付した申告内容確認票（税理士が代理申告した場合の確定申告書を含む。）のコピー

「都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額を証明する書類」について

「京都府高等学校等修学資金貸与制度」（京都府の直接の貸付）の基準額を超えていることを確認します。

都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額は、次の証明書類（ア～ウのいずれか）により、確認の上、申請書に記入してください。
証明書類も提出してください。

ア 市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書

課税年度が令和4年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「O」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

イ 市町村民税・都道府県民税納税通知書

課税年度が令和4年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「O」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

ウ 市町村民税・都道府県民税課税証明書

市・府民税課税証明書

課税年度が令和4年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「O」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

<参考> 「京都府高等学校等修学資金貸与制度」（京都府の直接の貸付）の基準

<都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表>

19歳未満の扶養親族の人数			基準額
	うち16歳未満 H18.1.2以降生まれ	うち16歳以上19歳未満 H15.1.2～H18.1.1生まれ	都道府県民税所得割額と市町村民税 所得割額の合計額（保護者等合算）
1人	0	1	265,500円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500円未満
	1	1	
3人	0	3	265,500円未満
	1	2	
4人	0	4	277,500円未満
	1	3	
5人	0	5	298,500円未満
	1	4	
6人	0	6	319,500円未満
	1	5	
7人	0	7	268,500円未満
	1	6	
8人	0	8	289,500円未満
	1	7	
9人	0	9	310,500円未満
	1	8	
10人	0	10	331,500円未満
	1	9	
11人	0	11	352,500円未満
	1	10	
12人	0	12	280,500円未満
	1	11	
13人	0	13	301,500円未満
	1	12	
14人	0	14	322,500円未満
	1	13	
15人	0	15	343,500円未満
	1	14	
16人	0	16	364,500円未満
	1	15	
17人	0	17	385,500円未満
	1	16	

修学支援特別融資制度御利用の案内

◎取扱金融機関

京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都北都信用金庫

◎融資申込み

必ず、融資を申し込まれる御本人(保護者：主たる生計維持者)が、お取引を希望する金融機関の本店・支店窓口に出向いてください。

◎取扱店舗

各取扱金融機関の営業区域内の各店舗（他府県含む。）で融資申込みができます。

◎コース・融資限度額

（信用金庫で申込みの場合、資金使途が確認できる書類が必要となります。）

学校の種類	融資方法	融資限度額
国公立	一括コース	648,000円以内
	分割コース	各年度 216,000円以内
私立	一括コース	1,080,000円以内
	分割コース	各年度 360,000円以内

※令和4年度以前の入学者の保護者の方は、分割コースのみ利用できます。

※信用金庫に融資を申し込まれる場合は、融資額が1万円単位になりますので、国公立学校・一括融資コースで65万円の融資を受ける場合は、融資限度額との差額に係る利子は本人負担となります。また、国公立学校・分割融資コースの場合は、各年度の融資限度額が21万円となります。

◎金利

1. 7%（現行 ※金利の変動により変わる可能性があります。）

（返済された利息は1年ごとに京都府が全額補給します。ただし、休学中・退学後等は補給しません。）

◎返済期間

7年以内（3年以内の元金据置き可。）

ただし、据置期間は高等学校等在学期間中に限ります。

※令和4年度の入学者の保護者の方は、返済期間6年以内

※令和3年度の入学者の保護者の方は、返済期間5年以内 となります。

◎保証

保証人は不要ですが、保証機関の保証を受けていただくこととなりますので、各金融機関設定の保証（手数料）料が必要〔自己負担となります。〕です。

◎償還モデル例（めやす額）

・64万8千円を7年間（金利1.7%の場合 3年間元金据置き）での償還のめやす

	年利息	元金返済額	計
1年目	11,003円	0円	11,003円
2年目	11,016円	0円	11,016円
3年目	11,016円	0円	11,016円
4年目	9,783円	157,893円	167,676円
5年目	7,077円	160,599円	167,676円
6年目	4,326円	163,350円	167,676円
7年目	1,527円	166,158円	167,685円

・108万円を7年間（金利1.7%の場合 3年間元金据置き）での償還のめやす

	年利息	元金返済額	計
1年目	18,339円	0円	18,339円
2年目	18,360円	0円	18,360円
3年目	18,360円	0円	18,360円
4年目	16,311円	263,157円	279,468円
5年目	11,800円	267,668円	279,468円
6年目	7,215円	272,253円	279,468円
7年目	2,549円	276,922円	279,471円

融資申込みの手続等（京都銀行）			
利用いただける方		◎次の条件をいずれも満たしている方 ①京都府特別融資申込資格認定証を発行された方 ②申込時に満20歳以上で、最終返済時に満71歳未満の方 ③安定継続した収入があり、次の条件を充足される方 ・給与所得者の方は税込み年収が150万円以上の方 ・個人事業主の方は過去3年間毎年の税込み年収が150万円以上の方 ④保証機関の保証を受けられる方	
資金使途		授業料、入学金、参考書代などの教育資金	
融資額単位		千円単位で融資申込みができます。	
窓口手続	手続き	一括コース	分割コース
		(初年度) 申込手続及び契約手続	(初年度) 申込手続及び契約手続 (2年度) 契約手続 (3年度) 契約手続
	資金使途確認	【持参するもの】 ・京都府発行申込資格認定証	【持参するもの】 ・京都府発行申込資格認定証 (※各年度ごとに必要です。)
その他必要書類	その他必要書類	①本人確認資料 (運転免許証・健康保険証) ②収入証明書（令和4年分） ・所得証明書・源泉徴収票 ・確定申告書控え(受付印のあるもの) (事業所得者の方は過去3年間分) ③金融機関届け出印鑑	初年度は同左 2年目以降は ①本人確認資料 (運転免許証・健康保険証) ②金融機関届け出印鑑
		※保証（手数料）料が別途必要です。（自己負担） 金額は、融資額によって異なります。 詳細は、申し込みされる支店へ問い合わせてください。	

※詳しくは、申し込みされる支店へ確認してください。

融資申込みの手続等 (信用金庫)			
利用いただける方		◎次の条件をいずれも満たしている方 ①京都府特別融資申込資格認定証を発行された方 ②各信用金庫の営業区域内に居住または勤務している方 ③申込時に満20歳以上で、最終返済時に満70歳未満の方 ④継続安定した収入がある方 ⑤保証機関の保証を受けられる方	
資金使途		授業料、入学金、参考書代などの教育資金	
融資額単位		融資申込みは万円単位となります。	
窓口手続	手続き回数	一括コース	分割コース
		計2回 (初年度のみ申込1回+契約1回)	計6回 初年度 申込1回+契約1回 2年度 申込1回+契約1回 3年度 申込1回+契約1回 ※毎年度、申込みの都度、保証機関による審査が必要となります。
	資金使途確認	1年間分について確認 【持参するもの】 京都府発行申込資格認定証とともに、教育資金使途が確認できる書類の提示が必要となります。 ・教育資金に係る納付書、見積書、領収書や授業料、必要物品の価格等が記載されている学校のしおり、など。 ・既納入金等については、融資申込み以前6箇月分までが対象。	各年度に1年間分について確認
その他必要書類		①本人確認資料 ・運転免許証(運転経歴証明書も可)。お持ちでない方は、個人番号カード、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カードのいずれか。 ②収入証明書 (令和4年分) ・所得証明書 ・源泉徴収票 ・確定申告書控え(受付印のあるもの) (事業所得者の方も過去1年間分で結構です。) ③金融機関届け出印鑑	
保証(手数料)料(自己負担)		※保証(手数料)料が別途必要です。(自己負担) 金額は、融資額によって異なります。 詳細は、申し込みされる支店へ問い合わせてください。	
その他		※国公立高等学校等の場合の融資額について 64万8千円の融資を希望する場合は、65万円の融資を受けていただき、うち京都府は64万8千円分の利子補給をします。融資額との差額2千円分の利子は自己負担となります。	

※金融機関毎に取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは申し込みされる支店へ確認してください。

※京都府特別融資申込資格認定証を発行された方で、利用いただける条件を満たしていないと思われる方は、次へ御連絡ください。(高校教育課 TEL 075-574-7518)

土・日・祝日の融資申込窓口等の案内

◎京都銀行

※ご来店の際は、お電話等にてご予約をお願いします。

○土・日ご相談プラザ

取扱店舗・連絡先			土・日
京都	下鴨支店	075-721-2211	9:00~17:00
	伏見支店	075-611-3281	
	松井山手支店	0774-64-3212	
	長岡支店	075-951-3107	
	大久保支店	0774-43-2211	
	高の原支店	0742-70-1900	
滋賀	草津支店	077-565-3655	
	南草津支店	077-516-2000	

○土曜ご相談プラザ

取扱店舗・連絡先			土
京都	桂川支店	075-924-3711	9:00~17:00
滋賀	西大津支店	077-521-5623	
大阪	くずは支店	072-857-3311	
	高槻支店	072-682-9040	

◎京都信用金庫

土・日・祝日の開設窓口はありません。

問い合わせ先	個人ローン推進部個人ローンセンター 0120-500-825(フリーダイヤル) ※受付時間 平日の9:00~17:00
--------	---

◎京都中央信用金庫

土・日・祝日の開設窓口はありません。

問い合わせ先	0120-201-959(フリーダイヤル) ※受付時間 平日の9:00~17:00
--------	--

◎京都北都信用金庫

土・日・祝日の開設窓口はありません。

問い合わせ先	お客様サポートセンター 0120-4910-86(フリーダイヤル) ※受付時間 平日の9:00~17:00
--------	---

※各金融機関とも年末年始・ゴールデンウィーク・その他の休業日がありますので、
利用日・利用時間等は事前に問い合わせ願います。

試算のへ-ジ

【1】 「高等学校等修学金貸与制度」の基準額を超えていることを確認します。

都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額の保護者合算額 …… B
下の表の「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表」 …… A

- ◆ $B < A$ となる場合 「高等学校等修学金貸与制度」(京都府からの直接貸与)に該当します。
→ 在学校で「申請の手引き (5) - 9」を受け取ってください。
- ◆ $B \geq A$ となる場合 「修学支援特別融資利子補給制度」に該当します。
→ 申請書を提出 (16へ-ジの試算【2】へ)

【都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表】

	19歳未満の扶養親族の人数		基準額 都道府県民税所得割額と市町村民税 所得割額の合計額(保護者等合算)
	うち16歳未満 H18.1.2以降生まれ	うち16歳以上19歳未満 H15.1.2~H18.1.1生まれ	
1人	0	1	265,500円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500円未満
	1	1	
3人	0	3	265,500円未満
	1	2	
4人	0	4	277,500円未満
	1	3	
5人	0	5	298,500円未満
	1	4	
6人	0	6	319,500円未満
	1	5	
7人	0	7	268,500円未満
	1	6	
8人	0	8	289,500円未満
	1	7	
9人	0	9	310,500円未満
	1	8	
10人	0	10	331,500円未満
	1	9	
11人	0	11	352,500円未満
	1	10	
12人	0	12	280,500円未満
	1	11	
13人	0	13	301,500円未満
	1	12	
14人	0	14	322,500円未満
	1	13	
15人	0	15	343,500円未満
	1	14	
16人	0	16	364,500円未満
	1	15	
17人	0	17	385,500円未満
	1	16	

ア 市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書

都道府県民税所得割額
と市町村民税所得割額
の合計額は右の証明書
類(ア~ウのいずれか)
により、確認してくだ
さい。

課税年度が令和4年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「O」が記載されているとき、配偶者控除の対象となります。

イ 市町村民税・都道府県民税納税通知書

課税年度が令和4年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「O」が記載されているとき、配偶者控除の対象となります。

ウ 市町村民税・都道府県民税課税証明書

課税年度が令和4年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「O」が記載されているとき、配偶者控除の対象となります。

例

生徒本人（高校1年生・平成19年5月1日生）
父
母
姉（高校生・平成17年7月1日生）
弟（小学生）
※ 生徒本人、姉、弟の3人ともに父又は母の扶養親族

- ① 15ページの「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表」の該当のところの金額を確認します。

19歳未満の扶養親族の人数			基準額
うち16歳未満 H18.1.2以降生まれ	うち16歳以上19歳未満 H15.1.2～H18.1.1生まれ		都道府県民税所得割額と市町村民税 所得割額の合計額（保護者等合算）
3人	2	1	298,500円未満

← A

- ② 父の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額
母の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額 } 合算した金額 B

- ③ $B \geq A$ であることを確認します。

※ $B < A$ であれば「①高等学校等修学金貸与制度」に該当します。
→在学で「申請の手引き ⑤-9」を受け取ってください。

【2】「修学支援特別融資利子補給制度」の収入基準額に該当するか試算してみましょう。

- 1 主たる生計維持者の「年間収入認定額」を計算します。 …… B

≪ 計算式 ≫

◆ 給与所得者の場合

源泉徴収票の支払金額(a)－(右ページの【1表】給与所得の場合における控除額(b)＋右ページの【2表】特別控除額(c))

◆ 事業所得者の場合

確定申告書の所得金額(a)－(右ページの【2表】特別控除額(c))

- 2 右ページの「A 収入基準額」と主たる生計維持者の「B 年間収入認定額」を比べます。

「B 年間収入認定額」 ≤ 「A 収入基準額」 となる場合

⇒ 修学支援特別融資利子補給制度が利用できます。

例

生徒本人（私立高校生・自宅通学）
父（主たる生計維持者）：年収（支払金額） 7,920,000円
母
姉（私立大学生・自宅通学）

(a) : 7,920,000円

(b) : $7,920,000 \times 0.3 + 223$ 万円 → 4,610,000円（1万円未満四捨五入）

(c) : (私立高校・自宅) 410,000円＋(私立大学・自宅) 1,010,000円＝1,420,000円

・主たる生計維持者（父）の年間収入認定額

(a)－((b)＋(c))＝1,890,000円 …… B

・収入基準額表の4人世帯の基準額 2,860,000円 …… A

$B < A$ ⇒ 「修学支援特別融資利子補給制度」の申請が可能

【 収入基準額表 】

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
収入基準額	143万円	229万円	264万円	286万円	307万円	325万円	341万円

7人を超える場合、1人増すごとに16万円を加える

【 1表 】 給与所得の場合における控除額 (b) (1万円未満は四捨五入)

◆ 給与所得者のみ、この控除ができます。事業所得の場合は控除できません。

年間収入金額〔支払金額(a)〕	控 除 額 (b)
400万円以下の場合 (ただし、収入金額が329万円以下の控除額は収入金額と同額)	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

【 2表 】 特別控除額 (c)

◆ 該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合算して控除することができます。

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額
(1) 母子・父子世帯	49万円
(2) 就学者のいる世帯	小 学 校 8万円 中 学 校 16万円
(児童・生徒・学生 1人につき)	高等学校 国・公立 28万円 私立 41万円 高等専門学校 国・公立 36万円 私立 60万円
※ 該当生徒も含む	大 学 国・公立 59万円 私立 101万円
令和5年4月時点の 状況にて控除	専修 高等課程 国・公立 17万円 私立 37万円 学校 専門課程 国・公立 22万円 私立 72万円
(3) 障害のある者のい る世帯	障害のある者1人につき 86万円
(4) 長期に療養を要す る人のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額
(5) 主たる生計維持者 が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。
(6) 火災、風水害又は 盗難等の被害を受け た世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的 な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたっ て、支出増又は収入減となると認められる年間金額

<例> 源泉徴収票 (上部抜粋)

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

京都府上京区下立売通
新町西入敷内町172

給与 7102000 6028000 2285564 3271600

733514 97250 14800

(a)

主たる生計維持者の年収は、
この欄の金額で判断します。

<例> 確定申告書

令和4年分の確定申告書B

京都府伏見区北山
北山長門町

京都 二郎

1572800 1967000 782000 50000 482000 482000 1012 49212

4000000 152900 40000 380000 480000 2042700

個人番号(マイナンバー)
が記載されている場合
は、黒く塗りつぶして
ください。

お問い合わせは、

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係 075-574-7518